

上尾市水道事業
集中監視制御システム更新
及び運転管理事業

基本契約書【J V】(案)

上尾市上下水道部

上尾市水道事業集中監視制御システム更新及び運転管理事業
基本契約書（案）

上尾市水道事業集中監視制御システム更新及び運転管理事業（以下「本事業」という。）に関して、上尾市（以下「市」という。）と、〇〇〇（以下「代表企業」という。）並びに構成企業である〇〇〇及び〇〇〇（以下「構成企業」といい、代表企業と構成企業を個別に又は総称して「事業者」という。）は、以下のとおり合意し、基本契約書（以下「本基本契約」という。）を締結する。

本基本契約は、設計工事請負契約（別紙に定義された意味を有する。）及び運転管理業務委託契約（別紙に定義された意味を有する。）とともに不可分一体として事業契約（以下、本基本契約、設計工事請負契約及び運転管理業務委託契約を個別に又は総称して「事業契約」という。）を構成する。

（目的）

第1条 本基本契約は、市及び事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本基本契約における用語は、本基本契約において別途定義されている用語を除き、別紙の定義集に定められた意味を有する。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第3条 事業者は、本事業が公共施設である上尾市水道事業の集中監視制御システムの更新及び運転管理を目的とする公共的事業であることを理解し、このことに十分留意したうえで、その業務を実施しなければならない。

2 市は、本事業が民間企業によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（事業の概要）

第4条 事業内容に関する事項は要求水準書に記載のとおりとする。

2 本事業の期間は、以下のとおりとする。

設計工事期間 事業契約締結日の翌日～令和11年3月31日

運転管理期間 令和8年4月1日～令和26年3月31日

事業終了 令和26年3月31日

3 本事業に関する上尾市水道事業の対象施設、対象業務、役割分担及びリスク分担は、入札説明書等、要求水準書及び提案書に記載のとおりとする。

4 事業者は、本事業の実施に必要な各種申請については、自己の責任及び費用負担で行うものとし、市の協力が必要な場合、市は事業者の各種申請手続に可能な範囲で協力するものとする。

(入札説明書等の優先順位)

- 第5条 本基本契約、設計工事請負契約及び運転管理業務委託契約、要求水準書、入札説明書等並びに提案書の間に齟齬がある場合、本基本契約、設計工事請負契約及び運転管理業務委託契約、要求水準書、入札説明書等、提案書の順にその解釈が優先するものとする。ただし、提案書の記載内容が要求水準書を上回る場合には、その限りにおいて、提案書が要求水準書に優先するものとする。
- 2 提案書に記載された内容は、事業者に履行義務があるものとする。ただし、市の判断により事業者に履行義務がないとする場合がある。
- 3 市及び事業者は、上尾市水道事業集中監視制御システム更新及び運転管理事業者選定委員会が事業者の提案書に対して示した要望、指摘等を実現すべく、当該要望及び指摘等を尊重し、協議を行うものとする。

(当事者が締結すべき契約)

- 第6条 市及び設計工事企業は、設計業務及び工事業務に関し、設計工事請負契約を本基本契約の締結日付で締結する。契約金額は、設計工事請負契約に規定するとおりとする。
- 2 市及び運転管理企業は、運転管理業務に関し、運転管理業務委託契約を本基本契約の締結日付で締結する。契約金額は、運転管理業務委託契約に規定するとおりとする。

(役割分担)

- 第7条 設計工事企業は、設計工事請負契約に従い、設計業務及び工事業務を実施する。
- 2 運転管理企業は、運転管理業務委託契約に従い、運転管理業務を実施する。

(性能保証)

- 第8条 事業者は、設計工事請負契約及び運転管理業務委託契約の規定にかかわらず、要求水準書及び提案書に定める新設対象設備の性能及び機能（以下「性能保証事項」という。）を連帯して保証する。
- 2 前項の性能保証期間は、市が新設対象設備の完成検査を完了し、設計工事企業に合格の通知をしたとき（以下「本件完成検査合格」という。）から運転管理業務委託契約の終了までとする。
- 3 前項の保証期間内に新設対象設備が性能保証事項を満たしていない（以下「性能保証事項未達事態」という。）場合は、事業者は、自らの負担で補修、改造、又は取替え等を行うほか、市に生じた損害を賠償するものとし、新設対象設備が性能保証事項を満たすよう、回復に必要な措置をとり、市の承認を受けなければならない。なお、本項の請求は、運転管理業務委託契約の終了後1年以内は請求できるものとする。
- 4 前項の規定は、新設対象設備が性能保証事項を満たさない事態が生じた原因が市の職員の誤操作若しくは市の指示又は不可抗力に起因する場合には、事業者は市に生じた損害の賠償をする必要はなく、補修、改造、又は取替え等にかかった費用を市に請求できる。ただし、事業者が市の指示が不適當であること等、市の責めに帰すべき事由があることを知りながら通知を怠ったときは、この限

りでない。

- 5 市と事業者は、本件完成検査合格後 8 年経過した場合には、新設対象設備について大規模修繕（要求水準書において定める意義を有する。本条において、同じ。なお、大規模修繕については市がその費用負担において別途発注する。）が必要か否かの協議を開始するものとし、本件完成検査合格後 10 年経過した時点までに協議が整わない場合、市が大規模修繕の要否について決定するものとする。
- 6 前項の協議の結果、市が新設対象設備について大規模修繕が不要と判断した場合又は市が大規模修繕が必要と判断した場合において、市の都合で大規模修繕が未実施であった場合であって、本件完成検査合格後 10 年間経過後に性能保証事項未達事態が生じたときは、事業者は速やかに性能保証事項未達事態と大規模修繕未実施との間の因果関係に関する報告書を市に提出しなければならない。
- 7 市は、前項の報告書を受領した場合には、受領後速やかに、必要に応じて追加調査を実施することができ、報告書の内容について事業者と協議を実施する。
- 8 市は、第 6 項の報告書及び前項の報告書を上尾市上下水道審議会などに提出するとともに、性能保証事項未達事態と大規模修繕の未実施との因果関係について諮問する。
- 9 市は、前項の諮問の結果、上尾市上下水道審議会などから意見が提出された場合には、当該意見の内容を尊重し、性能保証事項未達事態と大規模修繕の未実施との因果関係について決定するものとし、市が因果関係があると決定した場合（ただし、事業者の責めに帰すべき事由がある場合を除く。）には、当該性能保証事項未達事態は第 3 項の規定について、事業者は市に生じた損害の賠償をする必要はなく、補修、改造、又は取替え等にかかった費用を市に請求できる。

（市による解除）

第9条 市は、事業者のいずれかに次の事由が発生したときは、直ちに本基本契約を解除することができる。ただし、構成企業に次の事由が生じた場合であって、代表企業が当該構成企業に代わる代替企業を選定して市の承諾を得た場合、又は次のいずれかの事由が発生した構成企業を除いた残りの事業者でも本事業の実施が可能であると市が認めたときは、この限りでない。

- (1) 事業者が、本事業に係る入札手続に関する法令その他本事業の実施に影響を及ぼす法令の規定に違反したとき。
- (2) 仮差押、差押、仮処分、強制執行、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類似した手続の申立があったとき、私的整理手続の開始があったとき又は清算に入ったとき。
- (3) 手形若しくは小切手の不渡り・支払停止があったとき、又は手形交換所の取引停止処分若しくはその警告を受けたとき。
- (4) 解散（合併による場合を除く。）、事業譲渡、営業廃止、合併、株式交換、株式移転、株式交付、会社の分割又は重要な資産譲渡の決議があったとき（ただし、解散又は営業廃止の場合を除き、市の事前の書面による承諾がある場合を除く。）。
- (5) 事業者が次のいずれかに該当するとき。

- イ 役員等（事業者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下本条において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 下請契約、再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 事業者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約、再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、市が事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。
- 2 市は、事業者が本基本契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本基本契約を解除することができる。
 - 3 市は、解除事由を問わず、事業契約のいずれかが解除されたときは、直ちに他の事業契約を解除することができる。

（後継企業の確保）

- 第10条 市は、ある構成企業が本基本契約に基づき締結した事業契約が当該構成企業の倒産等の事由により本来の契約期間満了前に終了し又はその義務を履行できないおそれがあると市が合理的に認めた場合には、代表企業及び他の構成企業に対して、その後継企業を探すよう要請することができる。
- 2 前項の要請があった場合、代表企業及び他の構成企業は、市が合理的に満足する後継企業を最大限の努力をもって探すこととし、市が承諾をした場合（ただし、市は承諾の義務を負わない。）には、当該後継企業をして事業契約上の地位を承継させるよう最大限の努力をするものとする。

（債務不履行）

- 第11条 本基本契約の各当事者は、本基本契約上の義務を履行しないことにより他の当

事者に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

(談合等不正行為があった場合の解除)

第12条 市は、事業者のいずれかが次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに本基本契約を解除することができる。

- (1) 本事業に関し、事業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は事業者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が事業者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下本条において同じ。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が事業者又は事業者が構成事業者である事業者団体（以下「事業者等」という。）に対して行われたときは、事業者等に対する命令で確定したものをいい、事業者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、本事業に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、事業者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、事業契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が事業者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 本事業に関し、事業者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(賠償の予定)

第13条 事業者は、本基本契約に関して、第9条第1項第5号のいずれかに該当するときは、市が本基本契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、事業契約の契約金額の合計並びにこれに係る消費税及び地方消費税の10分の2に相当する額を市の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 事業者は、本基本契約に関して、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、市が本基本契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、事業契約の契約金額の合計並びにこれに係る消費税及び地方消費税の10分の2に相当する額を市の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 本事業に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、事業者は、

市の請求に基づき、前項に規定する金額のほか、事業契約の契約金額の100分の5に相当する額を違約金として市の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条第1項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前条第1項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、事業者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 4 前3項の場合において、事業者は、共同連帯して前3項に定める金額を市に支払わなければならない。
 - 5 第1項乃至第3項の規定は、市に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。
 - 6 同様の事実関係に基づき、設計工事請負契約又は運転管理業務委託契約に基づき賠償金が支払われた場合には、当該支払われた賠償金の金額を本基本契約に定める賠償金から控除する。

(本基本契約の有効期間)

第14条 本基本契約の有効期間は、締結の日から運転管理業務委託契約の終了の日までとする。ただし、第9条第3項、第13条、第16条から第18条の規定は、本基本契約の有効期間の満了後も効力を有するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、各当事者は、本基本契約の終了時において既に発生していた義務若しくは責任又は本基本契約の終了前の作為・不作為に基づき本基本契約の終了後に発生した本基本契約に基づく義務若しくは責任については、本基本契約の終了によっても免れないものとする。

(基本契約上の権利義務の譲渡の禁止)

第15条 市及び事業者は、他の当事者の承諾がない限り、本基本契約上の地位並びに本基本契約上の権利及び義務の全部又は一部について、第三者への譲渡又は担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(秘密保持等)

第16条 市及び事業者は、本事業に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本事業の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本基本契約に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示をしてはならない。

- 2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。
 - (1) 開示の時に公知である情報
 - (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
 - (3) 開示の後に市又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
 - (4) 市及び事業者が本基本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書

面により合意した情報

- 3 第1項の定めにかかわらず、市及び事業者は、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来す場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。
 - (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
 - (2) 法令に従い開示が要求される場合
 - (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
 - (4) 市につき守秘義務契約を締結した市のアドバイザーに開示する場合
 - (5) 市が議会に開示する場合
- 4 市は、前各項の定めにかかわらず、本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他市の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。
- 5 事業者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び上尾市個人情報保護条例（平成11年上尾市条例第31号）その他適用のある法令の規定に準拠し、本事業の遂行に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、事業者又は本事業に適用のあるガイドライン等を守らなければならない。

（準拠法及び解釈）

- 第17条 本基本契約は日本国の法令に準拠するものとし、日本国の法令に従って解釈される。
- 2 本基本契約に基づく通知及び報告は書面により行われるものとし、日本語で作成される。また、本基本契約の履行に関して当事者間で用いる言語は日本語とする。
- 3 本基本契約の変更は書面で行うものとする。

（管轄裁判所）

- 第18条 市及び事業者は、本基本契約に関して生じた当事者間の紛争について、さいたま地方裁判所を第一審とする専属的合意管轄に服することに合意する。

（協議）

- 第19条 本基本契約に定めのない事項については、必要に応じて市及び事業者が協議して定めるものとする。

以上の証として、本基本契約書を当事者数分作成し、各当事者がそれぞれ押印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

発注者	埼玉県上尾市本町三丁目1番1号 上尾市 上尾市水道事業管理者権限を行う市長 畠山 稔 ⑩
-----	---

代表企業	事務所所在地 名称 代表者名
------	----------------------

構成企業	事務所所在地 名称 代表者名
------	----------------------

構成企業	事務所所在地 名称 代表者名
------	----------------------

定義集

- (1) 「運転管理企業」とは、[〇〇〇/〇〇〇及び〇〇〇を構成員とする〇〇〇共同企業体] をいう。
- (2) 「運転管理業務」とは、要求水準書第 3 章に記載の運転管理業務をいう。
- (3) 「運転管理業務委託契約」とは、市と事業者との間で締結される上尾市水道事業集中監視制御システム更新及び運転管理事業 運転管理業務委託契約書をいう。
- (4) 「工事業務」とは、要求水準書第 2 章 4 に記載の工事業務をいう。
- (5) 「私的整理手続」とは、(i)産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）に基づく特定認証紛争解決手続、(ii)中小企業活性化支援協議会による支援手続、(iii)株式会社地域経済活性化支援機構法（平成 21 年法律第 63 号）に基づく株式会社地域経済活性化支援機構の再生支援手続、(iv)私的整理に関するガイドラインに基づく私的整理手続、(v)中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づく私的整理手続、(vi)特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成 11 年法律第 158 号）による特定調停手続、並びに(vii)これらに類似する裁判外紛争解決手続及び私的整理手続を総称して又は個別にいう。
- (6) 「新設対象設備」とは、要求水準書第 1 章 2(5)ア（ア）記載の新設対象設備をいう。
- (7) 「設計業務」とは、要求水準書第 2 章 3 に記載の設計業務をいう。
- (8) 「設計工事請負契約」とは、市と事業者との間で締結される上尾市水道事業集中監視制御システム更新及び運転管理事業 設計工事請負契約書をいう。
- (9) 「設計工事企業」とは、[〇〇〇/〇〇〇及び〇〇〇を構成員とする〇〇〇共同企業体] をいう。
- (10) 「入札説明書等」とは、市が本事業に係る入札公告の際に公表した令和●年●月●日付の入札説明書（市が公表した参考資料及びその他補足資料を含み、要求水準書及び契約書案を除く。）及び令和●年●月●日付で公表した質問回答（要求水準書及び契約書案に関するものを除く。）をいう。
- (11) 「提案書」とは本事業への入札において事業者が入札説明書等に基づき市に提出した提案書その他本事業に関する提案が記載された書類の全てをいう。
- (12) 「法令」とは、法律・条例・命令・政令・省令・規則・規程、若しくは通達・ガイドライン又は裁判所の判決・決定・命令、仲裁判断若しくはその他公的機関の定める一切の規定、判断、措置等（自主規制機関の規則及び規程を含む。）をいう。
- (13) 「要求水準書」とは、市が本事業の入札公告の際に公表した上尾市水道事業集中監視制御システム更新及び運転管理事業 要求水準書及びこれに係る令和●年●月●日付で市が公表した質問回答をいう。